

音別認定こども園における利用者負担額

(1) 保育認定子どもに係る利用者負担額（音別保育園の利用者負担額と同様）

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額（月額：円） | | | |
|----------------------|--------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 階層区分 | 階層の定義 | 満3歳以上 | | 満3歳未満 | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| A | 生活保護を受けている世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B | 市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C 1 | 均等割の額のみ (所得割非課税世帯) | 3,500 (1,750) | 3,500 (1,750) | 5,000 (2,500) | 5,000 (2,500) |
| C 2 | 市町村民税所得割の額が 27,600円未満 | 4,500 (2,250) | 4,500 (2,250) | 6,000 (3,000) | 5,900 (2,950) |
| C 3 | 27,600円以上 48,600円未満 | 5,000 (2,500) | 5,000 (2,500) | 6,500 (3,250) | 6,400 (3,200) |
| C 4 | 48,600円以上 51,100円未満 | 5,500 (2,750) | 5,500 (2,750) | 7,000 (3,500) | 6,900 (3,450) |
| C 5 | 51,100円以上 58,300円未満 | 7,000 (3,500) | 6,900 (3,450) | 8,500 (4,250) | 8,400 (4,200) |
| C 6 | 58,300円以上 66,600円未満 | 7,500 (3,750) | 7,400 (3,700) | 9,000 (4,500) | 8,900 (4,450) |
| C 7 | 66,600円以上 84,700円未満 | 8,000 (4,000) | 7,900 (3,950) | 9,500 (4,750) | 9,400 (4,700) |
| C 8 | 84,700円以上 102,700円未満 | 8,500 (4,250) | 8,400 (4,200) | 10,000 (5,000) | 9,900 (4,950) |
| C 9 | 102,700円以上 120,600円未満 | 9,500 (4,750) | 9,400 (4,700) | 11,000 (5,500) | 10,900 (5,450) |
| C 10 | 120,600円以上 138,400円未満 | 11,000 (5,500) | 10,900 (5,450) | 13,000 (6,500) | 12,800 (6,400) |
| C 11 | 138,400円以上 156,600円未満 | 12,500 (6,250) | 12,300 (6,150) | 15,000 (7,500) | 14,800 (7,400) |
| C 12 | 156,600円以上 174,900円未満 | 14,100 (7,050) | 13,900 (6,950) | 17,000 (8,500) | 16,800 (8,400) |
| C 13 | 174,900円以上 192,900円未満 | 15,500 (7,750) | 15,300 (7,650) | 19,000 (9,500) | 18,700 (9,350) |
| C 14 | 192,900円以上 210,900円未満 | 17,000 (8,500) | 16,800 (8,400) | 21,000 (10,500) | 20,700 (10,350) |
| C 15 | 210,900円以上 | 18,500 (9,250) | 18,200 (9,100) | 23,000 (11,500) | 22,700 (11,350) |

- ① 生計を一にする子どもが2人いる市町村民税所得割額57,700円未満の世帯又は生計を一にする子どもが3人以上いる市町村民税所得割額78,600円未満の世帯（いずれも所得割非課税世帯を含み、子どもの年齢は問いません。）の場合は、最も年齢の高い子どもから順に数えて、1人目である子どもは上段の金額、2人目である子どもは下段の（ ）内の金額、3人目以降である子どもは無料となります。
- ② A階層及びB階層並びに上記①のいずれにも該当しない世帯で、同一世帯に未就学児（保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等を利用している者に限ります。以下同じ。）が2人以上いる世帯の場合は、未就学児のうち最も年齢の高いものから順に数えて、

1人目である子どもは上段の金額、2人目である子どもは下段の（ ）内の金額、3人目以降である子どもは無料となります。

- ③ 上記①及び②にかかわらず、市町村民税所得割額169,000円未満の世帯（所得割非課税世帯を含みます。）における3歳未満の子どもが、当該世帯と生計を一にする最も年齢が高い子ども（年齢は問いません。）から順に数えて2人目以降となる場合は、無料となります。
- ④ 上記①～③にかかわらず、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等であって、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯（所得割非課税世帯を含みます。）の子どもについては、無料となります。
- ⑤ 満3歳に達した日の属する年度の末日までの間にある子どもについては、満3歳未満の子どもとして取扱います。
- ⑥ 市町村民税額の算定に当たっては、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。

(2) 教育認定子どもに係る利用者負担額（音別幼稚園の利用者負担額と同様）

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額（月額：円） |
|----------------------|---------------|------------------|
| 階層区分 | 階層の定義 | |
| A | 生活保護を受けている世帯 | 0 |
| B | 市町村民税所得割非課税世帯 | 3,000 (0) |
| C | 市町村民税所得割課税世帯 | 6,000 (3,000) |

- ① 生計を一にする子どもが2人いる市町村民税所得割額77,101円未満の世帯又は生計を一にする子どもが3人以上いる市町村民税所得割額102,001円未満の世帯（いずれも所得割非課税世帯を含み、子どもの年齢は問いません。）の場合は、最も年齢の高い子どもから順に数えて、1人目である子どもは上段の金額、2人目である子どもは下段の（ ）内の金額、3人目以降である子どもは無料となります。
- ② A階層及び上記①に該当しない世帯で、同一世帯に小学校3年生以下の子ども（未就学児にあつては、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等を利用している者に限ります。以下同じ。）が2人以上いる世帯の場合は、これらの子どものうち最も年齢の高い子どもから順に数えて、1人目である子どもは上段の金額、2人目である子どもは下段の（ ）内の金額、3人目以降である子どもは無料となります。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等であつて、B階層に該当する世帯の子どもについては無料、C階層に該当する世帯のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の子どもについては2,500円（当該世帯と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が2人以上いる場合は、最も年齢の高い子どもから順に数えて、1人目である子どもは2,500円、2人目以降である子どもは無料）となります。
- ④ 市町村民税額の算定に当たっては、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。